

## プール衛生管理者資格失効についてのお知らせ

平成4年から始まったプール衛生管理者講習会において、平成28年度(2016)より導入した更新制度も令和8年度(2026)で10年が経ち、多くの皆様に更新講習を受講頂くようになりました。そこで、令和9年度(2027)より資格取得から5年以上経った方については資格失効扱いとなります。

プール衛生管理者証には有効期限の記載があり、その年度内に更新講習の受講をお願いいたします。

(例えば 有効期限 2030.3.31 であれば 2029 年度内に受講頂きます)

有効期限が過ぎた場合には改めてプール衛生管理者講習を受講ください。

ご理解ご了承くださいますようどうぞよろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点は当協会までお問い合わせください。[TEL:03-6907-8977](tel:03-6907-8977)

■プール衛生管理者証の更新時期には皆様の有効期限の年度近く(3月頃)にご自宅宛てに「プール衛生管理者**更新**講習のご案内」の葉書をお出し致しております。

講習会申込時以後、住所変更をされた方は Mail にて協会までお知らせください。

連絡先：application@kohshu-swjpaa.jp